

平成25年7月11日決定

平成27年4月1日改正

平成30年4月1日改正

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金（医療・介護サービス確保型）申請に伴う

板橋区同意基準

（1） 低廉家賃枠の設定

全戸数中に1割程度の低廉家賃（6万円前後）住戸を設けること。

（2） 地元枠の設定

(1)の入居者は、入居申込み時点で、板橋区内に引き続き3年以上居住している区民とすること。ただし、管理開始後3ヶ月以上空き室の場合はこの限りではない。

（3） スプリンクラーの設置

建築基準法や消防法等、法令上でスプリンクラーの設置義務が無い場合や免除される場合であっても、高齢及び要介護状態の入居者の安全に十分な配慮をするために、出来る限り各居室等へスプリンクラーを設置するよう努めること。

（4） 地域社会との良好な関係の構築

近隣住民や地元町会等に対して十分な配慮や説明を行い、円滑に事業を進めるとともに、将来に渡って良好な関係を維持するよう努めること。

（5） 地域密着型サービス事業所の併設

地域密着型サービス事業所を併設する場合は、介護保険課に事前に相談のうえ、公募に参加すること。なお、選定されなかった場合、あるいは介護保険事業計画で整備計画が無い場合は、地域密着型サービス事業所の設置を認めないこととする。

（6） 入居者の選択・自由の確保

サービス付き高齢者向け住宅事業者は、近隣の医療・介護サービス事業所について広く入居者に情報提供を行うとともに、特定の医療・介護サービス事業所の利用に限定しないなど、入居者の選択・利用の自由が確保されていること。

健康生きがい部介護保険課

都市整備部住宅政策課